

令和元年度名古屋市教育委員会第22号議案

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する等の規則案について

1 改正理由・内容

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正に伴い、関係する規則の一部改正及び廃止を行うものです。

(1) 名古屋市立幼稚園園則の一部改正

授業料に関することを削ります。

(2) 名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の廃止

2 施行期日等

(1) 令和元年10月1日から施行します。

(2) この規則の施行の日の属する月の前月までの月分の授業料の減免の取消し及び追徴については、なお従前の例によることとします。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和元年 9 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する等の規則

(名古屋市立幼稚園園則の一部改正)

第 1 条 名古屋市立幼稚園園則（平成14年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 授業料（第15条―第19条）」を「第 6 章 削除」に改める。

第 6 章を次のように改める。

第 6 章 削除

第15条から第19条まで 削除

(名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の廃止)

第 2 条 名古屋市立幼稚園授業料減免等規則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第22号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による廃止前の名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の規定によるこの規則の施行の日の属する月の前月までの月分の授業料の減免の取消し及び追徴については、なお従前の例による。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市立幼稚園園則（抜すい）

改 正 案	現 行
目次 第 1 章～第 5 章 （略） 第 6 章 <u>削除</u> 第 7 章～第 8 章 （略） 附則 第 6 章 <u>削除</u> <u>第15条から第19条まで 削除</u>	目次 第 1 章～第 5 章 （略） 第 6 章 <u>授業料（第15条－第19条）</u> 第 7 章～第 8 章 （略） 附則 第 6 章 <u>授業料</u> <u>第15条 削除</u> <u>（授業料の納付方法等）</u> <u>第16条 授業料は、毎月14日（その日が</u> <u>法に規定する休日、日曜日又は土曜日</u> <u>（以下この条において「休日等」とい</u> <u>う。）であるときは、その日後のその</u> <u>日に最も近い休日等でない日）までに</u> <u>納付するものとする。ただし、8月分</u> <u>は、7月分と同時に納付するものとす</u> <u>る。</u> <u>2 中途入園者の授業料は、入園許可と</u> <u>同時にその月分を納付し、中途退園者</u> <u>の授業料は、既に納付している場合を</u> <u>除き、退園と同時にその月分を納付す</u> <u>るものとする。ただし、7月の中途入</u> <u>園者の授業料は、入園許可と同時にそ</u> <u>の月分と8月分を納付するものとす</u> <u>る。</u> <u>3 前2項の規定にかかわらず、月の途</u> <u>中に市立幼稚園を退園した後、当該月</u> <u>に再び市立幼稚園に入園する者の入</u> <u>園の日の属する月の授業料は、徴収し</u> <u>ない。</u> <u>第17条 削除</u>

(授業料の減免)

第18条 委員会は、特別の事情があると認めた者には、別に定めるところにより授業料を減免することができる。

(授業料の不還付)

第19条 既納の授業料は、これを還付しない。ただし、7月の中途退園者について第16条第1項ただし書の規定により納付した8月分の授業料があるときその他委員会が特別の理由があると認めるときは、授業料の全部又は一部を還付することがある。